



# 埼玉県報

第18号  
令和元年(2019年)  
7月5日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 税務システム改修業務委託(自動車税環境性能割対応)に関する契約の相手方等の公示(税務課)
- 税務システム改修業務委託(自動車二税サブシステム令和元年度税制改正対応)に関する契約の相手方等の公示(税務課)
- 埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気に関する落札者等の公示(管財課)
- 文書管理・財務会計・旅費システム構成機器等賃貸借に関する落札者等の公示(総務事務センター)
- 家畜伝染病(山羊のヨーネ病患畜)の発生(畜産安全課)
- 保安林の指定の解除予定(森づくり課)
- 生野土地改良区の土地改良事業(維持管理事業)計画の変更の認可(農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 建築士事務所の監督処分(建築安全課)
- 幸手都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(下水道事業課)
- 坂戸都市計画下水道事業坂戸及び鶴ヶ島公共下水道の事業計画の変更認可(下水道事業課)
- 県道久喜騎西線の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 県道久喜騎西線の供用の開始(行田県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)

# 告 示

## 埼玉県告示第二百三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
税務システム改修業務委託（自動車税環境性能割対応） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年5月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額  
53,144,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第二百三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
税務システム改修業務委託(自動車二税サブシステム令和元年度税制改正対応)  
一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15  
番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年 5 月 31 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号
- 5 契約金額  
54,916,400 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第  
1 項第 2 号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第二百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び予定数量  
埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 契約電力3,300キロワット 予定使用電力量10,865,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年5月15日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
- 5 落札金額  
167,798,845円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成31年3月26日

# 告 示

## 埼玉県告示第二百三十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 1 購入等件名及び数量  
文書管理・財務会計・旅費システム構成機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札を決定した日  
令和元年6月4日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋1丁目3番1号
- 5 落札金額  
1,392,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成31年4月9日

# 告示

## 埼玉県告示第二百三十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和元年七月五日

埼玉県知事 上田清司

山羊 ヨ―ネ病	伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数又は 群数	発生場所又は 区域	発 生 年 月 日	処 置
患畜			二頭	狭山市	令和元年六月 二十日	鑑定殺

# 告 示

## 埼玉県告示第二百三十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和元年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台三一の二
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

# 告 示

## 埼玉県告示第二百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和元年七月三日認可した。

令和元年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 名称

生野土地改良区

### 二 事務所の所在地

本庄市

# 告 示

## 埼玉県告示第二百三十八号

測量計画機関である秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

秩父県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

一級河川横瀬川 秩父市黒谷地内外

### 四 作業期間

令和元年七月一日から令和元年十二月二十日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第二百三十九号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

### 二 作業種類

公共測量（水準測量）

### 三 作業地域

久喜市、加須市、羽生市

### 四 作業期間

令和元年六月一日から令和二年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第二百四十号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

### 二 作業種類

公共測量（水準測量）

### 三 作業地域

久喜市、加須市

### 四 作業期間

令和元年七月一日から令和二年三月三十一日まで

# 告示

## 埼玉県告示第二百四十一号

測量計画機関である和光市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月五日

埼玉県知事 上田清司

### 一 測量計画機関

和光市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

和光市全域

### 四 作業期間

令和元年十一月十六日から令和二年三月三十一日まで



# 告 示

## 埼玉県告示第二百四十二号

測量計画機関である三郷インター南部南土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

三郷インター南部南土地区画整理組合

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量、出来形確認測量）

### 三 作業地域

三郷市花和田、谷口の各一部

### 四 作業期間

令和元年七月一日から令和二年三月三十一日まで

# 告示

## 埼玉県告示第二百四十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定による処分をしたので、同条第四項において準用する同法第十条第五項の規定により、公告する。

令和元年七月五日

埼玉県知事 上田清司

一 監督処分をした年月日

令和元年七月一日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、開設者の氏名（開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、事務所の別並びに登録番号

名称	所在地	開設者の氏名	事務所の別	登録番号
和泉設計室	埼玉県北本市 大字下石戸下 千五百十八 七	上野 いずみ	二級建築士 事務所	埼玉県知事 登録（五）第 八五七一号

三 処分の内容

建築士事務所の登録の取消し

四 処分の原因となった事実

建築士事務所の開設者が建築士法第十条第一項の規定により免許取消処分を受けたため

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十四号

宮代町から幸手都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和元年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号で告示した坂戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和元年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

坂戸都市計画下水道事業 坂戸及び鶴ヶ島公共下水道

#### 三 事業施行期間

昭和四十五年三月十七日から令和六年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

分流区域

#### イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

#### ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年七月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月五日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久喜騎西線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
加須市日出安字上六九八番一 地 先から 加須市日出安字上七〇〇番二 地 先まで	加須市日出安字上六九八番二 地 先から 加須市日出安字上七〇〇番二 地 先まで	区 間
一一・〇〇〃 一一・五〇	八・六五〃 一一・五〇	敷地の幅員 (メートル)
一一・〇〇		延長 (メートル)
道路改良工事		備 考

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年七月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月五日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

久喜騎西線	路線名
加須市日出安字上六九八番一 地先から 加須市日出安字上七〇〇番二 地先まで	供用開始の区間
令和元年七月五日	供用開始の期日
令和元年七月五日付け行田県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二二・〇〇メートル	備考



## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年七月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

#### 一 許可番号

令和元年六月十八日

指令越建セ第三〇〇〇一三一号

#### 二 検査済証番号

令和元年六月二十八日

越建セ第一三一―一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎三百七十七番六

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県蓮田市西新宿四丁目九十四番地 スプリングスガーデンA―一〇三

林 司

## 告 示

### 埼玉県教委告示第五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和元年七月五日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

令和元年七月十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県生涯学習審議会委員の任命について

ロ 埼玉県社会教育委員の委嘱について

ハ 公文書部分開示決定処分に係る審査請求事案の裁決について

ニ 保有個人情報部分開示決定処分に係る審査請求事案の裁決について

ホ その他